

○常磐短期大学学生通則

1978年4月1日

短期大学教授会

改正 2006年9月1日

(通則の趣旨)

第1条 学生の指導に関する事項については、学則に定めるものの外、この通則による。

(学生証)

第2条 学生は、入学の際本学所定の学生証(身分証明書)の交付を受け必ず携帯し、本学教職員の請求のあったときいつでも、これを提示しなければならない。

② 学生証は、本学学生としての身分を証明するものであり、あわせて定期試験受験確認の証、および図書館閲覧証としてこれを用いる。

③ 学生証を紛失または著しく汚損したときは、直ちに学生支援センターへ願い出て再交付を受けなければならない。

④ 学生証は、卒業、退学、除籍等によりはなれた時は直ちに、停学の時はその期間中返付しなければならない。

(欠席届)

第3条 学生は、病気または事故により欠席する場合は、欠席届に理由を具して指導教員および科目担当者に届け出なければならない。

② 一週間以上病気欠席の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(服装)

第4条 服装は、学生として品位を保つものでなければならない。

(健康診断 保健室)

第5条 学生は、学校保健法により毎年本学の施行する定期健康診断を受診しなければならない。受診しない学生には、学生割引証のほか各種の証明書を発行しない。

② 学内で負傷または疾病にかかった場合、保健室を利用することができる。

(学友会)

第6条 学生は、すべて学友会に加入するものとする。

② 学友会会則は別に定める。

(団体活動)

第7条 学生が団体を結成しようとする場合は、所定の様式にしたがい当該団体の規則ならびに団体員名簿を添え、責任者3名以上ならびに顧問教員を定め責任者署名押印のうえ、学生支援センター統括を経て学長の許可を受けなければならない。団体の規則または届出事項を変更するときも同じである。

② 学生が学内団体の名において学外活動する場合、学内団体が学外団体に加入する場合、

または学外団体とともに活動する場合は、前項に準じて学生支援センター統括を経て学長の許可を受けなければならない。

- ③ 既設の団体が存続を希望する場合は、毎年4月上旬までに第1項に準じてあらためて届け出るものとする。届け出のない団体は解散したものとみなす。

(集会・署名・募金等)

第8条 学生が集会、署名活動、募金運動その他の行事を行う場合は、責任者は所定の様式にしたがい具体的に内容を明示し、学生支援センター統括を経て学長の許可を受けなければならない。

- ② 前項の場合、責任者はその結果を学生支援センター統括に報告するものとし、募金その他の金銭收受を伴う場合は収支決算書を同時に提出するものとする。

(掲示)

第9条 掲示は、所定の手続きを経て学生支援センター統括に届け出るものとする。

- ② 掲示は必ず所定の場所で行い、用紙の大きさは原則として新聞紙1ページ大以下とする。
- ③ 掲示期間は原則として1週間以内とし、期間終了後は遅滞なく責任者が取除くものとする。
- ④ 掲示には、掲示責任者名または学外掲示責任者団体名、掲示月日を明記するものとする。
- ⑤ 学外への掲示または学外からの掲示については、学生支援センター統括の許可をうけるものとする。
- ⑥ 前5項の通則に従わない掲示は取除くことがある。

(集会・諸行事等の届出・期日)

第10条 学生または学内団体が学外から講師等を招へいしようとするときは、その期日7日前までに学生支援センター統括を経て学長の許可を受けなければならない。

(印刷物・配布・販売)

第11条 学生が雑誌、小冊子(パンフレット)、その他の印刷物を発行または配布しようとする場合は、あらかじめその印刷物を添え学生支援センター統括を経て学長の許可を受けなければならない。

(学生団体加入)

第12条 学外団体に加入している学生は、学生支援センター統括に届け出なければならない。

(制限)

第13条 学生の集会、行事、掲示、または印刷物その他の物品の配布・販売等が、本学の目的に反しもしくは本学の秩序を乱すおそれのあると認めるときは、それらの行為を

停止または禁止することがある。

(施設の使用・制限)

第14条 学生が集会、催し物等のための本学の施設または物件を使用する場合には、あらかじめ所定の手続きによりその場所を管理する関係部の許可を受けなければならない。

② 使用の許可を受けた者は、そのために生じた事故の一切について責任を負うものとする。

③ 許可後といえども管理上必要ある場合には、これを取り消すことがある。

附 則

1 この規則は1978年4月1日から施行し適用する。

2 2006年9月1日事務組織改編に伴い一部改正する。